

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	予防接種に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡上市長は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

郡上市長

公表日

令和6年5月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>・本事務は、予防接種法に基づき実施されるものであり、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・郡上市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②給付の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録及び予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種システムファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 10の項 ・別表第一 93の2の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、115の2の項 (情報照会) ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郡上市 健康福祉部 健康課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郡上市 健康福祉部 健康課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月26日	I-4-② 法令上の根拠	番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二 17、18、19の項	(情報提供) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2の項(情報照会) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、17、18、19の項	事後	
令和1年5月27日	評価対象の事務の対象人数は何人か	3)1万人以上10万人未満	2)1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年5月27日	I 関連情報-5-②		健康課長	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による(課長氏名)
令和1年5月27日	IV リスク対策			事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による
令和3年2月19日	事務の概要	<p>・本事務は、予防接種法に基づき実施されるものであり、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・郡上市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②給付の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</p>	<p>・本事務は、予防接種法に基づき実施される、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもののほか臨時の予防接種として定められるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種について、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・郡上市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②給付の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ④新型インフルエンザの予防接種</p>	事後	
令和3年2月19日	I-3 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 10の項	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 10の項 ・別表第一 93の2の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	I-4-② 法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2の項 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、17、18、19の項 	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、115の2の項 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 	事後	
令和3年2月19日	評価対象の事務の対象人数は何人か	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	事後	
令和3年6月2日	事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務は、予防接種法に基づき実施される、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもののほか臨時的予防接種として定められるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種について、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 ・番号法別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 ・郡上市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 予防接種の実施及び接種履歴管理 ② 給付の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ③ 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ④ 新型インフルエンザの予防接種 <ul style="list-style-type: none"> ・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務は、予防接種法に基づき実施されるものであり、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 ・番号法別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 ・郡上市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 予防接種の実施及び接種履歴管理 ② 給付の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ③ 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ④ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録及び予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月2日	I-3 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 10の項 ・別表第一 93の2の項	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 10の項 ・別表第一 93の2の項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年6月2日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、115の2の項 (情報照会) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項	(情報提供) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、16の3、115の2の項 (情報照会) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、16の3、17、18、19、115の2の項	事後	
令和3年8月2日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、115の2の項 (情報照会) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項	(情報提供) ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、115の2の項 (情報照会) ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月4日	I-1-② 事務の概要	<p>・本事務は、予防接種法に基づき実施されるものであり、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・郡上市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②給付の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録及び予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。</p>	<p>・本事務は、予防接種法に基づき実施されるものであり、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第一の10の項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・郡上市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②給付の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録及び予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。</p>	事後	
令和3年12月21日	I-3 法令上の根拠	<p>番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 10の項 ・別表第一 93の2の項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 10の項 ・別表第一 93の2の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	